

令和6年

峡南医療センター企業団議会 第1回定例会会議録

令和6年3月27日 開会

令和6年3月27日 閉会

峡南医療センター企業団議会

令和6年

峽南医療センター企業団議会
第1回定例会

3月27日

令和6年峡南医療センター企業団議会第1回定例会（1日目）

令和6年3月27日
午後 2時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 承認第1号 令和5年度峡南医療センター企業団会計補正予算(第4号)の専決処分につき承認を求めることについて
日程第5 議案第1号 峡南医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第2号 峡南医療センター企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び峡南医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第3号 令和6年度峡南医療センター企業団会計予算

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

- | | | | |
|-----|---------|----|---------|
| 1番 | 一之瀬 滋 輝 | 2番 | 丹 澤 孝 |
| 3番 | 新 津 千 吉 | 4番 | 高 尾 貫 |
| 5番 | 松 野 清 貴 | 6番 | 秋 山 仁 |
| 7番 | 小 林 有紀子 | 9番 | 鮫 田 洋 平 |
| 10番 | 井 上 光 三 | | |

3. 欠席議員（1名）

- 8番 青 柳 光 仁

4. 会議録署名議員

- 1番 一之瀬 滋 輝 10番 井 上 光 三

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
(6人)

企 業 長	河 野 哲 夫
経 営 管 理 局 長	山 田 芳 男
経営企画部長兼総務人事部長	大 森 博 之
市川三郷病院事務部長 兼 ケアセンターいらか事務部長	志 村 敦
富士川病院事務部長	米 山 裕 士
サンビューふじかわ事務部長	上 田 雅 仁

6. 職務のため出席した者の職氏名 (3名)

議会事務担当	久 保 真 人
議 会 書 記	渡 辺 裕 太
議 会 書 記	鶴 田 賢 人

開会 午後 2時00分

○経営管理局（久保真人君）

本日は、令和6年峡南医療センター企業団議会第1回定例会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、互礼を行いたいと思います。

ご起立ください。

相互に礼。

ご着席ください。

なお、本日は8番、青柳議員より三郡衛生組合議会と日程が重なったため、欠席届が出されております。

また、市川三郷病院の久保寺院長および富士川病院の渡邊院長より、診察のため欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

それでは、松野議長、よろしく願いいたします。

○議長（松野清貴君）

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、年度末の公私ともお忙しい中、本定例会にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

はじめに、能登半島地震の犠牲になられた方々に謹んで追悼の意を表したいと思います。ともに被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、日頃より峡南医療センター職員の皆さんにおかれましては、地域住民の医療、介護に対し、献身的にご尽力いただいていることに対し、改めて感謝を申し上げます。

企業団も平成26年4月に2病院2老健施設が統合し、この4月で満10年を経過します。

初年度の平成26年度には、7億円の赤字に始まり、平成29年度まで4年連続の赤字となり、累積赤字も11億円を超え、平成29年度には資金不足比率が12.4%となったことから、起債が起こせず、医療機器等も十分に整備できませんでした。

令和3年には、構成町である市川三郷町と富士川町の現職町長の官製談合等により逮捕される事件があり、両町にとっては激動かつ大変な年になりました。

また、令和2年から発生した新型コロナウイルス感染症において、全世界を揺るがすパンデミックとなり、当企業団においても富士川病院が県下に先駆けて重点医療機関としてコロナ患者の受け入れ、両病院での町民へのワクチン接種、発熱外来の実施など、通常にない医療提供が求められ、病院としての役割をいまだ果たしているところでもあります。

令和6年度は、本年度策定した「経営強化プラン」の最初の年となります。

「急性期から回復期、在宅医療に至るまで切れ目のない、持続可能な地域医療提供体制を構築します。」の基本理念に基づき、機能分化、連携強化を取りながら更なる前進を期待するところでもあります。

議会としましても、企業団と情報の共有を図りながら、できる限りの協力、支援をしてまいりたいと思っております。

さて、本定例会に提出された議案につきましても、企業長から説明がありますが、慎重審議をお願いいたします。

議員各位には、健康に十分ご留意いただき活躍されますようお願い申し上げ、開会のあいさ

つといたします。

それでは、ただいまから令和6年第1回峡南医療センター企業団議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

本日これからの議事日程については、議長において作成し、お手元に配付しました議事日程
としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

日程に入ります。

○議長（松野清貴君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則114条の規定によって、

第1番 一之瀬滋輝君

第10番 井上光三君

以上2名を指名いたします。

○議長（松野清貴君）

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

○議長（松野清貴君）

日程第3 諸般の報告。

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

12月26日、1月30日、2月27日、3月26日に例月出納検査（10月度から1月度）
が行われ、監査委員から検査の結果、相違ないと報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、企業長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可します。

企業長、河野哲夫君。

○企業長（河野哲夫君）

本日ここに令和6年峡南医療センター企業団議会第1回定例会を招集いたしましたところ、
議員各位には公私とも大変ご多忙の中をご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素から峡南医療センター企業団の事業運営に対しましては、格段のご理解とご支援
を賜っておりますことに併せて厚く御礼を申し上げます。

峡南医療センター企業団が開設してから、ちょうど10年が経過しましたが、気持ちも新た
に、「2病院・2介護老人保健施設が一つとなり、医療・ケア機能の強化および経営改革を推進

し、地域住民に期待される医療サービスを提供します。」という経営理念を実現していきたいと思っております。

ご存じのように、医療・介護を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、深刻な医師・看護師不足、さらには、多様化した医療ニーズと高度化への対応、診療介護報酬の改定、働き方改革などと、厳しい状況が増しております。新型コロナウイルス感染症に対しては、企業団においても陽性患者の受け入れ、発熱外来の設置、ワクチン接種、感染防止対策など過酷な対応に追われてきました。

また、3月4日に開催されました峡南構想地域の山梨県地域医療構想調整会議では、病床の機能区分ごとに将来の必要量を定める「山梨県地域医療構想」を策定し、同構想を実現していくための協議が行われ、峡南地区6病院の代表をはじめ、山梨県福祉保健部医務課、峡南保健福祉事務所、医師会、薬剤師会、町の担当課などが出席しました。地域医療構想と令和4年度病床機能報告について、医務課からの説明に続き、各病院から公立病院経営強化プランや民間医療機関の具体的対応方針などの課題や今後の方針について説明が行われ、市川三郷病院は、90床の急性期病床を富士川病院に集約して廃止予定であること、しもべ病院は、94床の慢性期病床を26床削減し68床に変更すること、峡南病院は40床の急性期病床を15床削減し25床に変更することなどが報告されています。

このような状況下において、先ほどの全員協議会で説明しましたが、国が策定した「公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、峡南医療圏の地域医療が持続可能となるように、「峡南医療センター企業団経営強化プラン」を策定しております。令和6年度から9年度までの期間に、持続可能な地域医療提供体制を確保するための計画を実行し、病院事業の経営強化に総合的に取り組む必要があります。企業団が地域医療を守るとともに、今後も存続していくためには、職員が一枚岩となって、この苦境を乗り越える強い精神力を持ち、実践していかなければなりません。

これに先立ち、富士川病院では皮膚排泄ケア認定看護師を活用し、褥瘡対策チームの中核となり、褥瘡管理業務を推進し収益を図るために褥瘡管理対策室を設置することとしました。高齢化が進むなか、褥瘡発生の予測並びに早期発見及び重症化の予防は重要な患者アセスメントとなっており、褥瘡ケアを実施するための適切な知識・技術を有する専従の褥瘡管理者が、褥瘡予防・管理が難しく重点的な褥瘡ケアが必要な患者に対し、適切な褥瘡予防・治療のための予防治療計画に基づく総合的な褥瘡対策を継続して実施していくこととしています。

さて、本日の定例会には令和5年度企業団会計補正予算、峡南医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例、峡南医療センター企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び峡南医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正および令和6年度企業団会計予算の4案件を提出させていただいております。

提案理由は議案ごとに申し上げさせていただくことといたしますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、議員各位におかれましては、早春の折からますますご健勝にてご活躍されますことを心よりご祈念申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。

○議長（松野清貴君）

以上で、企業長のあいさつを終わります。

○議長（松野清貴君）

日程第4 承認第1号 令和5年度峡南医療センター企業団会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

企業長、河野哲夫君。

○企業長（河野哲夫君）

承認第1号 令和5年度峡南医療センター企業団会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについては、医療機器の故障に伴い所要の経費が必要となり専決処分をしたので、これを報告し、議会の承認を求める必要があります。

これが、本案を提出する理由であります。

専決処分の詳細につきましては、担当部長から説明を申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松野清貴君）

承認第1号の補足説明を求めます。

経営企画部長、大森博之君。

○経営企画部長（大森博之君）

それでは承認第1号 令和5年度峡南医療センター企業団会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについて、補足説明をさせていただきます。

議案書4ページをお願いします。同時に先ほどの全協の別紙資料1の概要も並行して見ていただきたいと思います。

まず今回は、富士川病院の医療機器の故障に伴い、所要の経費が必要となりましたので、専決処分により補正予算を行ったところであります。

議案書のほうです。まず、2条の資本的収入及び支出の補正であります。

収入につきましては、第1款病院事業資本的収入、第1項企業債を380万円増額するものであります。

支出につきましては、第1款病院事業資本的支出、第1項建設改良費を380万円増額するものであります。

これは先ほどの別紙資料1概要に記載されておりますとおり、4条収入で医療機器等整備事業として企業債を380万円計上し、4条支出で富士川病院の健診用眼底カメラとして建設改良費を380万円計上するものであります。

以上、承認第1号 補正予算（第4号）の補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（松野清貴君）

提案理由および補足説明が終わりました。

これより承認第1号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
お諮りします。
本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、承認第1号は原案のとおり決定しました。

○議長（松野清貴君）

日程第5 議案第1号 峡南医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
執行部の説明を求めます。
企業長、河野哲夫君。

○企業長（河野哲夫君）

議案第1号 峡南医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、富士川病院において、「褥瘡管理対策室」を新設するため、所要の改正を行う必要があります。
これが、この条例案を提出する理由であります。
詳細につきましては、担当部長から説明申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松野清貴君）

議案第1号の補足説明を求めます。
総務人事部長、大森博之君。

○総務人事部長（大森博之君）

それでは議案第1号 峡南医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。
議案書の12ページをご覧くださいと思います。
提案理由にありますように、今回の一部改正については、富士川病院において「褥瘡管理対策室」を新設するため、条例の一部改正を行うものであります。
主な改正部分を説明いたします。
議案書14ページ、新旧対照表をご覧ください。
第3条、(組織)に第8号としまして、「褥瘡管理対策室」を追加しました。
以上、議案第1号 峡南医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（松野清貴君）

提案理由および補足説明が終わりました。
これより、議案第1号の質疑に入ります。
質疑はありませんか。
4番、高尾議員。

○4番議員（高尾貫君）

3点ほど伺います。

まず、対策室の設置というふうにあるんですけども、たぶん対策室ですから部屋を設けなくても、チームということになるのかなと思うんですけども、一問一答でいきたいと思うのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（松野清貴君）

大森博之君。

○総務人事部長（大森博之君）

先ほど、全協のところちょっと申し上げましたが、皮膚排泄ケア認定看護師を活用して褥瘡対策チームということでやるつもりでございます。

○議長（松野清貴君）

ほかに。

高尾議員。

○4番議員（高尾貫君）

つまり、先ほどの説明の中でも、皮膚科のドクターを中心に、例えば看護師さん、栄養士さん、あるいは薬剤師というか、そういった多様な人材で構成していくというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（松野清貴君）

米山富士川病院事務部長。

○富士川病院事務部長（米山裕士君）

おっしゃるとおりで、専従の専任の看護師を中心に薬剤師、栄養士、病棟の看護師と外科の医師ですね、それをチームの構成として院内巡視等をするということになります。

以上になります。

○議長（松野清貴君）

高尾議員。

○4番議員（高尾貫君）

それでもう1点、特に予算化はしていないんですよね、まだ予算のほうには入っていませんけども、予算化は特にしてないんですよね、これに関する。対策室に関するようなものは。

○議長（松野清貴君）

米山富士川病院事務部長。

○富士川病院事務部長（米山裕士君）

特に予算化はしなくても対応ができる規模で計画をしております。

○議長（松野清貴君）

高尾議員。

○4番議員（高尾貫君）

大体、データで見ますと100人に2人ないし3人、このぐらいのベースで、たぶん褥瘡になっている方はいると思うんですよ。一般病院ですね、これ。普通の一般病棟。もちろんそういうデータの中であるんですけども、患者見込みはしてあるのでしょうか。

○議長（松野清貴君）

米山富士川病院事務部長。

○富士川病院事務部長（米山裕士君）

患者見込みはしております。今年度の実績を遡って、実際に専任の看護師が新入院をした患者さんに対して、褥瘡のケアができる患者さんというのを何カ月か抽出をしました。そういった形で、1カ月で60人程度の患者さんに褥瘡のケアをしていく、そういった計画を立てております。

以上になります。

○議長（松野清貴君）

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり決定しました。

○議長（松野清貴君）

日程第6 議案第2号 峡南医療センター企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び峡南医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

企業長、河野哲夫君。

○企業長（河野哲夫君）

議案第2号 峡南医療センター企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び峡南医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に合わせ、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することとするため、所要の改正を行う必要があります。

これが、この条例案を提出する理由であります。

詳細につきましては、担当部長から説明申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松野清貴君）

議案第2号の補足説明を求めます。

総務人事部長、大森博之君。

○総務人事部長（大森博之君）

それでは、議案第2号 峡南医療センター企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関

する条例及び峡南医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明させていただきます。

議案書では16ページからをご覧ください。

提案理由にありますように、今回の一部改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に合わせ、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することとするため、条例の一部改正を行うものであります。

主な改正部分を説明いたします。

まず、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例ですが、議案書19ページ、新旧対照表をご覧ください。

第3条、会計年度任用職員の給与、第1項に「勤勉手当」を追加しました。

また16条、期末手当の次に第17条として「勤勉手当」の条文を追加しました。

さらに24ページをご覧ください。

第26条、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の次に第27条としまして「パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当」の条文を追加いたしました。

次に、職員の育児休業等に関する条例ですが、27ページをご覧ください。

右側にあります、第7条、育児休業をしている職員の期末手当等の支給の第2項にあります「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」を削除しました。

以上が、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松野清貴君）

提案理由および補足説明が終わりました。

これより議案第2号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なし）

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり決定しました。

○議長（松野清貴君）

日程第7 議案第3号 令和6年度峡南医療センター企業団会計予算についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

企業長、河野哲夫君。

○企業長（河野哲夫君）

議案第3号 令和6年度峡南医療センター企業団会計予算は第2条、業務の予定量、第3条、収益的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出、第5条、企業債、第6条、一時借入金、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条、たな卸資産の購入限度額、第10条、重要な資産の取得に定めるところによります。

以上、主な内容を申し上げましたが、詳細につきましては担当部長からご説明申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松野清貴君）

議案第3号の補足説明を求めます。

経営企画部長、大森博之君。

○経営企画部長（大森博之君）

それでは議案第3号 令和6年度峡南医療センター企業団会計予算について、補足説明をさせていただきます。

議案書30ページをご覧ください。

第1条は総則で、令和6年度峡南医療センター企業団会計予算は、第2条以降に定めるところによるものとしております。

第2条は、業務の予定量を定めるものであります。

まず、はじめに病院事業です。

(1) 病床数であります。市川三郷病院90床。富士川病院、一般154床、感染症4床、合計158床。2病院合計248床でございます。

(2) 年間患者数であります。はじめに入院患者数です。市川三郷病院8,561人。富士川病院3万2,592人。合計4万1,153人です。外来患者数は市川三郷病院4万3,409人。富士川病院5万9,336人。合計10万2,745人です。

(3) 一日平均患者数であります。はじめに入院患者数です。市川三郷病院23人。富士川病院89人。合計112人です。外来患者数は市川三郷病院179人。富士川病院244人。合計423人です。

続いて、介護老人保健施設事業です。

(1) 定員であります。入所はケアセンターいちかわ70人。サンビューふじかわ100人。合計170人です。通所はケアセンター12人。サンビューふじかわ30人。合計42人です。

(2) 年間入所通所者数であります。入所はケアセンターいちかわ2万3,725人。サンビューふじかわ3万4,675人。合計5万8,400人です。通所はケアセンターいちかわ2,684人。サンビューふじかわ6,350人。合計9,034人です。

(3) 一日平均入所通所者数であります。入所はケアセンターいちかわ65人。サンビューふじかわ95人。計160人です。

続きまして、31ページをご覧ください。

通所のケアセンターいちかわ11人。サンビューふじかわ25人。合計36人です。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

はじめに病院事業であります。収入、第1款病院事業収益は37億2,547万4千円。内訳は第1項医業収益31億8,424万8千円、第2項医業外収益5億4,122万6千円

です。

次に支出です。

第1款病院事業費用は42億3,111万5千円。内訳は第1項医業費用41億7,238万8千円、第2項医業外費用5,872万7千円です。

続きまして、介護老人保健施設事業であります。

収入は、第2款介護老人保健施設事業収益は9億1,045万9千円。内訳は第1項事業収益8億6,011万5千円、第2項事業外収益5,034万4千円です。

次に支出です。

第2款介護老人保健施設事業費用は10億2,069万7千円。内訳は第1項事業費用10億638万2千円、第2項事業外費用1,431万5千円です。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

はじめに病院事業であります。

収入は、第1款病院事業資本的収入3億8,242万5千円。内訳は第1項企業債1億4,710万円、第2項負担金2億3,532万4千円、第3項貸付返還金1千円です。

続きまして、支出です。

第1款病院事業資本金支出は4億412万7千円。内訳は第1項建設改良費1億4,710万円、第2項企業債償還金2億3,265万2千円、第3項長期借入金返還金2,170万3千円、第4項投資267万2千円です。

続きまして、介護老人保健施設事業です。

収入は、第2款介護老人保健施設事業資本的収入8,493万9千円。内訳は第1項企業債1,030万円、第2項負担金7,463万9千円です。

続きまして、支出になります。

2款介護老人保健施設事業資本的支出は8,493万9千円。第1項建設改良費1,030万円、第2項企業債償還金7,463万9千円です。

32ページをご覧ください。

第5条では、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

限度額は、医療機器等整備事業1億3,710万円、病院整備事業1千万円、介護サービス事業1,030万円、合計で1億5,740万円であります。

第6条では、一時借入金の限度額を0円と定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めております。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとしております。

(1) 職員給与費30億1,643万8千円。

(2) 交際費45万円。

第9条は、たな卸資産の購入限度額を定めるもので、その金額を7億7,542万円と定めるものであります。

第10条は、重要な資産の取得を定めるものであり、令和6年度に取得予定の資産のうち

700万円以上のものを定めるものであります。

市川三郷病院、医療機器、レーダー光凝固装置一式、富士川病院、医療機器、自動火災報知設備受信機一式、X線撮影室3一般撮影装置一式、個人用透析装置一式、多項目自動血球分析装置一式であります。

令和6年度当初予算の説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松野清貴君）

提案理由および補足説明が終わりました。

これより議案第3号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なし）

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで第1回峡南医療センター企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

○経営管理局（久保真人君）

閉会にあたりまして、互礼を行いたいと思います。

ご起立ください。

相互に礼。

閉会 午後 2時39分

この会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

峽南医療センター企業団議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員